

平成20年4月から

75歳以上の方が対象

後期高齢者医療制度

がはじまります

後期高齢者医療制度って？

75歳以上の高齢者を対象とした、新しい医療制度です。

平成20年4月から、75歳以上のすべての方は、現在加入している国保などの健康保険を脱退し『後期高齢者医療制度』に加入することになります。

対象者は？ 75歳以上の方が対象となります。
(一定の障がいのある方は65歳以上)

保険料は？ 被保険者一人ひとりが負担し、原則として年金から差し引かれます。

負担割合は？ 医療機関の窓口での自己負担は、これまでどおり**1割**です。
(現役並み所得者は3割)

制度運営は？ 道内180市町村で構成する「北海道後期高齢者医療広域連合」が行います。申請や届出などの窓口業務は市町村が行います。



●みなさんのご意見をお聞かせください●

広域計画案と保険料などに関する条例案の検討事項について、広くみなさんのご意見を募集します。提出されたご意見を考慮して、より良い計画や条例を作りたいと考えています。

募集期間
9/25 ▶ 10/15

資料の配布

道内市町村の担当窓口、北海道後期高齢者医療広域連合事務局及びホームページにて閲覧・配布
ホームページ ▶ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

**意見の提出先
及び提出方法**

■郵便 / 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 北海道後期高齢者医療広域連合
■FAX / 011-210-5022 ■Eメール / webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

TEL / 011-290-5601

または、お近くの市町村担当窓口まで